

# 官報

號外

明治二十九年三月十日 火曜日

內閣官報局

## ○第九回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十二號

明治二十九年三月九日(月曜日)午後一時三十分開議

議事日程 第三十三號 明治二十九年三月九日

午後一時開議

開港外ニ於テ外國貿易ノ爲メ船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

神奈川縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

長崎縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

新潟縣下郡界變更及郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

山口縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

和歌山縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

福岡縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

佐賀縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

宮崎縣下郡廢置法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

東京府下郡廢置法律案(高木正隆君外一名提出)

第一讀會

○議長(楠本正隆君) 諸君、是ヨリ諸般ノ報告ヲ爲シマスル

(佐脇書記官朗讀)

守屋此助君提出ニ係ル軍艦千島訴訟事件ノ質問ニ對シ西郷海軍大臣ヨリ答辯アリ

衆議院議員守屋此助君提出軍艦千島訴訟事件ノ質問ニ對シ海軍大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治二十九年三月九日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議員守屋此助君提出軍艦千島訴訟事件ノ質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治二十九年三月六日 衆議院議長楠本正隆殿

海軍大臣侯爵西郷從道

(別紙) 衆議院議員守屋此助君ノ質問ニ對スル答辯書

帝國軍艦千島對英國びーおー會社所有船らべんあ號衝突ノ訴訟事件ハ被告會社ヨリ軍艦千島ノ損害賠償金トシテ英貨壹萬磅ヲ支拂ヒ且ツ法廷ノ認許セル一切ノ訴訟費用ヲ辨償シ本件ヲ示談ニ付セラレ度旨申出タリ抑々政府ハ軍艦千島ノ沈没ノ爲メニ八拾五萬圓ノ損害ヲ蒙ムリタルヲ以テ右金額請求ノ訴訟ヲ提起セルモ彼阿會社ヨリ前述ノ通示談ヲ申込ミ來リ若シ我ニ於テ之ヲ承諾セサルニ於テハ彼ニ於テモ一層種々ノ手段ヲ盡シ防禦スヘク從テ訴訟進行上或ハ事實ノ如何ニ拘ハラス其結果未タ必スシモ我ノ豫期ニ違フコトナシト斷言スルヲ得ス加之英國商船條例ノ規定ニ依レハ一噸ノ最高責任額八磅ナルヲ以テ之ヲ「らべんあ」號ノ排水噸數三千二百五十六噸ニ乘スルトキハ總額僅ニ貳萬六千四拾八磅ヲ得ルノミ故ニ我ノ勝訴ニ歸スルモ若シ該賠償金額ハ此商船條例ノ規定ニ依ルヘキモノト決スルトキハ即チ最高額前掲ノ金額ヲ得ルニ過キサルニ至ルヤモ計リ難シ而シテ本訴ヲ續行スルニハ莫大ノ訴訟費用ヲ要シ我ノ勝訴ニ歸スルモ其得ル所少金額ニシテ相償ハス然ルニ彼ヨリ賠償トシテ壹萬磅及英國法廷認許ノ一切ノ訴訟費用ヲ支拂ヒ示談ノ申込ヲ爲スニ至リタル以上ハ該衝突ノ過失我ニ在ラサル事實及我カ權利ヲ明確ナラシムルヲ以テ寧ロ之ヲ承諾シ茲ニ本件ヲ全ク落著ニ歸セシメタリ

本件ノ爲ニ當初ヨリ支拂ヒタル一切ノ訴訟費用ハ拾貳萬四千參百七拾八圓餘ニシテ英法廷ノ認許セル一切ノ訴訟費用壹萬貳千百七拾六圓餘ヲ被告會社ヨリ領收セリ

右及答辯候也

明治二十九年二月

海軍大臣侯爵西郷從道

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

馬匹ノ調査及検査ニ關スル法律案  
貴族院ニ於テ明治二十九年度歲入歲出總豫算追加案(甲) 鎮店銀行紙幣交換基金特別會計法第五條中改正法律案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリ

貴族院ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

北海道鐵道敷設法案

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治二十二年法律第十號改正法律案

提出者

片岡健吉君

小松三省君

柏田盛文君

真下珂十郎君

小室重弘君

西村眞太郎君

荒井啓五郎君

大津淳一郎君

木暮武太夫君

西山志澄君

市島謙吉君

江藤新作君

望月右内君

改野耕三君

新井毫君

齋藤良輔君

福田久松君

西山志澄君

中村彌六君

中村彌六君

朝倉親爲君

小室重弘君

審查特別委員長

特別委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

明治二十七年度豫備金支出ノ件外三件

審査特別委員長

鐵道敷設上本位軌道採用ニ關スル建議案外一件審査特別委員

同理事

特別委員左ノ通指名セリ

○

〔佐脇書記官朗讀〕  
衆議院ハ議員百万梅治君ノ長逝ヲ追悼シ恭シク弔辭ヲ呈ス  
明治二十九年三月九日

### 蠶種検査法案

提出者

朝倉親爲君

中村彌六君

前川楨造君

鳩山和夫君

金岡又左衛門君

中村彌六君

西村眞太郎君

荒井啓五郎君

大津淳一郎君

木暮武太夫君

西山志澄君

市島謙吉君

江藤新作君

望月右内君

改野耕三君

新井毫君

齋藤良輔君

福田久松君

西山志澄君

中村彌六君

朝倉親爲君

小室重弘君

審査特別委員長

特別委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

### ○小畠岩次郎君演壇ニ登ル

開港外ニ於テ外國貿易ノタメ

第一船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

〔小畠岩次郎君演壇ニ登ル〕

○小畠岩次郎君(二百三十六番) 委員會ノ經過ヲ報道致シマス、一昨日委員

會ヲ開キマシテゴザイマスガ、本案ハ豫テ昨年モ本議會ニ出マシテ、貴族院

ニ回リマシタ案ト略々趣意ガ同一ノモノデゴザイマス、貿易ノ擴張日々急

ナル今日デゴザイマスカラ、固ヨリ必要ノ案デアリマス、唯モウ少シ範圍ヲ

廣クシテ、日本臣民所有ノ船舶ノミナラズ、外國船モ雇入レテスル時ニモ之

ニ加ヘヤウカト云フ人モゴザイマシケレドモ、先ヅ本案ノ儘ニシテ置イタ

ガ宜カラウト云フノガ多數ノ意見デゴザイマシテ、委員會ハ本案ヲ賛成ス

ルト云フコトニ決シマシタコトデゴザリマス、尙ホ私ガ更ニ諸君ニ請ヒマス

ルノハ、議會モ時日モ迫ツテ居リマスルシ、本案ハ尙ホ貴族院ニ回ラナケレ

バナラヌノデゴザイマスカラ、別ニ變ツタ御意見モゴザイマセヌケレバ、ド

ウカ讀會ヲ省略シテ直チニ御決議ニナラシコトヲ希望シマスル

○石原半右衛門君(百九十三番) 是ハ政府委員デモ委員長デモ宜シウゴザイ

マスガ御尋申シタイ、此法案ノ如キハ立法部ノ權能ヲ裂いて行政ノ方ニ任

ズト云フノデアリマシテ、此積卸ヲ爲スト云フ場所ノ如キ、是ハドウモ其國

ノ經濟ニモ關係スル大問題デゴザイマスガ、之ヲ強ヒテ今行政部ノ方ニ任せ

ナケレバナラヌト云フノハ、ドウ云フ必要ガゴザイマスルカ、其必要ノ點ヲ

承リタイ、ソレハ政府委員デモ宜シウゴザイマス、委員長デモ宜シウゴザイ

アリマス、依ツテ弔辭ヲ朗讀シテ決議ヲ要シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 右ハ全會御異議ナシト認メマス、因テ其通決シマス

シタ、就イテハ其元ノ所屬ノ部ニ於テ補闕選舉ヲ行ハレンコトヲ請求致シマス——次ハ請暇ノ件ニ就イテ決議ヲ要シマス、伴直之助君已ムヲ得ザル事故ニ附キ二週間ノ請暇、是レ亦承認ヲ請ヒマス

○議長(楠本正隆君) 御異議ナシト認メマス、因テ其通決シマス——次ハ

程ノ第一、開港外ニ於テ外國貿易ノタメ船舶出入及貨物輸出入ニ關スル法律案、一讀會ノ續——委員長小畠岩次郎君

○議長(楠本正隆君) 開港外ニ於テ外國貿易ノタメ

第一船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(長報告)

○小畠岩次郎君(二百三十六番) 委員會ノ經過ヲ報道致シマス、一昨日委員

會ヲ開キマシテゴザイマスガ、本案ハ豫テ昨年モ本議會ニ出マシテ、貴族院

ニ回リマシタ案ト略々趣意ガ同一ノモノデゴザイマス、貿易ノ擴張日々急

ナル今日デゴザイマスカラ、固ヨリ必要ノ案デアリマス、唯モウ少シ範圍ヲ

廣クシテ、日本臣民所有ノ船舶ノミナラズ、外國船モ雇入レテスル時ニモ之

ニ加ヘヤウカト云フ人モゴザイマシケレドモ、先ヅ本案ノ儘ニシテ置イタ

ガ宜カラウト云フノガ多數ノ意見デゴザイマシテ、委員會ハ本案ヲ賛成ス

ルト云フコトニ決シマシタコトデゴザリマス、尙ホ私ガ更ニ諸君ニ請ヒマス

ルノハ、議會モ時日モ迫ツテ居リマスルシ、本案ハ尙ホ貴族院ニ回ラナケレ

バナラヌノデゴザイマスカラ、別ニ變ツタ御意見モゴザイマセヌケレバ、ド

ウカ讀會ヲ省略シテ直チニ御決議ニナラシコトヲ希望シマスル

○政府委員大藏省主税局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル

○政府委員(目賀田種太郎君) 石原君ニ御答ヲ致シマス、從來此特別輸出港

ノ規則杯ハ法律ニ爲ツテ居リマスル、併ナガラ是ハ先ヅ一時ノ性質ノモノデ

ゴザリマシテ、要スルニ税關法ヨリ取除ケヲ設ケタニ過ギヌノデアリマス、此度一般ノ制度トシテ斯ノ如ク將來ニ能ク發達スペキ港ヲ制定スルニ當リマシテハ、要スルニ道路杯ヲ設クルト同シコトデゴザリマスルガラシテ、之ヲ行政命令ヲ以テ定メマシテ、能ク其貿易ノ實勢ニ應ジテ之ガ開閉ヲ容易ナラシムルヲ必要ト致シマスルニ依シテ、此案ヲ提出シテゴザイマスル

○議長(楠本正隆君) 該案ハ二名ノ反対通告ガゴザリマスル、免ニ角反対ガアル以上ハ順序ノタメニ……

〔ハウカト呼フ者アリ〕  
○議長（楠本正隆君） サリナガラ、議院ノ德義モアリマスル、第一讀會ノ時  
ニ讀會ノ省略ヲ請ヒマスル——佐藤忠望君

〔佐藤忠望君演壇ニ登ル〕

○佐藤忠望君(一百二十五番) 諸君、私ハ此法案ニ對シテ反対ノ意見ヲ有ス

所者デゴザイマス、唯今石原君ノ質問ニ對シテ政府委員ノ答ヘラレマシタ  
所ヲ聽キマスルニ、此開港外ニ於テ貿易ノタメ出入スル所ノ船舶ノ——出入  
スル所ノ港ヲ定ムル如キハ、如何ニモ此時機ニ從ツテ發動ヲ要スルモノニア  
ルカラ、行政命令ヲ以テ定ムト云フ御答デゴザイマシタ、ケレドモ元來此  
開港場及此法案ノ如キ、準開港場ノ如キハ、之ヲ開クニモ之ヲ閉スニモ、サ  
ウ其容易ニ爲シ得ベキモノデハナイト思フ、ナゼナレバト申シマスルト、港  
ヲ開クト言ッテモ、ナカク之ガ準備ノアル事デアラウ、或ハ倉庫ノ建築ト

易ニ開閉シ得ベキモノデアルマイ、殊ニ事外國ニ關係ヲ及ス所ノ重大ナルモノデアッテ、之ヲ勅令ヲ以テ定ムルト云フヤウナ事ハ、如何ニモ其當ヲ得ナイ事デアラウト思フノデアル、且ツ此第一條ノ「開港外ニ於テ外國貿易ノタメ帝國臣民所有ノ船舶ノ出入及貨物ノ輸出入ヲ爲スヘキ港ハ云々」トゴザイマス、ケレドモ此帝國臣民ノ所有船舶ト云フコトハ、如何ニモ望マシキ事デハゴザイマス、ケレドモ是ハ單ニ僅々三年ノ間ト云フコトニ止マリマシテ、御承知ノ如ク、彼ノ條約施行ノ曉ニ爲リマシタナラバ、即チ彼ノ新ニ取結ビマシタ所ノ條約施行ノ曉ニ爲リマシテハ、我帝國船舶ノ外國貿易ノタメニ出入スル所ノ港ハ、從シテ又外國ノ船モ同様ニ出入ヲスルコトヲ得ルト云フノデ、日英條約ノ第八條ニモ明文ノ掲ゲテアル通デ、其處ヲ此帝國臣民ノ所有船舶ニ限ルト云フヤウナコトハ、僅々三四年ノ間ニ限ルコトハ、モウ申スマデモナイ事デアラウト思フ、サウシテ見マスルト、是ハ唯今デコソ開港ト云フ名稱ハ當リマセヌケレドモ、此條約施行ノ既ニハ、純然タル開港場ト爲ルコ

トハ、モウ申スマデモナイ事デアラウト思フ、斯ノ如ク勅令ヲ以テ、ドシ  
ト、到ル處ニ港ヲ開クト云フコトニ相成リマシタナラバ、如何ニモ其開港場  
近傍ノ土地ハ、一時繁榮ヲ極ムルト云フヤウナコトモゴザリマセウ、其一地  
方ノタメニ考ヘマシタナラバ、如何ニモ其地方ノ幸福カモ知レマセヌ、併ナ  
ガラ此日英條約ニ依ツテ見マシタナラバ、御承知ノ通彼ノ現開港場間ノ航海  
權ト云フモノハ外人ニモ與ヘテアル、ソレデ各開港場ノ間ヲ自由自在ニ彼等  
外人ニモ本航海權ヲ與ヘテアツテ見マシタナラバ、此我沿海ノ航海權ヲ遂ニ  
彼外人ノタメニ奪ハレテシマフト云フヤウナ恐ハゴザリマスマイカ、併ナガ  
ラ條約ノ明文ニハ「現」ト云フ文字ガアル、此條約締結ノ當時開イテアル所ノ  
港ノ外ニハ、此航海權ヲ許シタモノデナイト云フコトハ、如何ニモ條約ノ明文  
ニハ明ニ見エテ居リマス、見エテハゴザリマスルガ、唯此「現」ノ一字ヲ以テ此  
現内閣ハ飽クマデモ新ニ開イタ港ニ就イテ其航海ヲ許サヌト云フコトハ爲シ  
得ルヤ否ヤ、甚ダ私ハ懸念ニ堪ヘヌノデアリマス、曩ニ明治一年ニ伊太利匈  
牙利ト取結ビマシタ條約ニモ、誠ニ曖昧ナル文章デハアリマスガ、能ク其文意  
ヲ玩味シテ見マスレバ、決シテ沿海ノ航海權ヲ與ヘタモノデナカッタノデア  
ル、併ナガラ文章ノ曖昧ナルガタメニ、ソレニ附ケ込マレテ遂ニ彼ノ我沿海  
ノ航海ヲ彼等外人が自由ニ致シタ例モアルノデアル、斯ノ如キ事ニ依ツテ見  
マスレバ、唯此「現」ト云フ一字ガアルガタメニ、飽マデモ拒絕シ得ルヤ否ヤ  
ト云フコトハ、現内閣ニ對シテ吾々ハ到底其信ヲ措クコトハ出來ナイノデア  
ル、漸ウ々々發達致シ掛シタ我國ノ航海業モ、彼ノ外人ノタメニ奪ハル、ト云  
フコトデアルナラバ、前キニ航海獎勵法案ト云フヤウナモノヲ決シテ、遠ク  
海外ニ航路ヲ開クト云フヤウナコトヲ致シマシテモ、我領海ノ航海權ヲ外人  
ニ奪ハル、ト云フヤウナコトデアリマシタナラバ、到底是レ亦内ヲ固メズシ  
テ、外ニバカリ出シタ所ガ到底仕方ガナイモノデアラウト思フ、私ハ斯ノ如キ  
恐レアル法案ヲ此ニ輕々決議スルト云フヤウナ事ハ、甚ダ將來ノタメニ私ハ  
憂慮ニ堪ヘナイノデアル、故ニ是ハ法律ヲ以テ規定スルナラバマダシモノコ  
トデアリマスガ、勅令ヲ以テドンヽ此港ヲ開クト云フコトハ、此法案デ規  
定シテ置クト云フヤウナコトニ至ツテハ、益々其危險千萬ナルコトハ、申ス  
マデモナイコトデアラウト思フ、私ハ飽クマデモ斯ノ如キ法案ハ宜シク否  
決セラレンコトヲ希望ノ至ニ堪ヘマセヌノデアリマス

外人ニモ本航海権ヲ與ヘテアツテ見マシタナラバ、此我沿海ノ航海権ヲ遂ニ  
彼外人ノタメニ奪ハレテシマフト云フヤウナ恐ハゴザリマスマイカ、併ナガ  
ヲ條約ノ明文ニハ「現」ト云フ文字ガアル、此條約締結ノ當時開イテアル所ノ  
港ノ外ニハ、此航海権ヲ許シタモノデナイト云フコトハ、如何ニモ條約ノ明文  
ニハ明ニ見エテ居リマス、見エテハゴザリマスルガ、唯此「現」ノ一字ヲ以テ此  
現内閣ハ飽クマデモ新ニ開イタ港ニ就イテ其航海ヲ許サヌト云フコトハ爲シ  
得ルヤ否ヤ、甚ダ私ハ懸念ニ堪ヘヌノデアリマス、曩ニ明治一年ニ伊太利苟  
牙利ト坂結ビマシタ條約ニモ、誠ニ曖昧ナル文章デハアリマスガ、能ク其文意  
ヲ玩味シテ見マスレバ、決シテ沿海ノ航海権ヲ與ヘタモノデナカッタノデア  
ル、併ナガラ文章ノ曖昧ナルガタメニ、ワレニ附ケ込マレテ遂ニ彼ノ我沿海  
ノ航海ヲ彼等外人ガ自由ニ致シタ例モアルノデアル、斯ノ如キ事ニ依ツテ見  
マスレバ、唯此「現」ト云フ一字ガアルガタメニ、飽マデモ拒絶シ得ルヤ否ヤ  
ト云フコトハ、現内閣ニ對シテ吾々ハ到底其信ヲ措クコトハ出來ナイノデア  
ル、漸ウ々々發達致シ掛クタ我國ノ航海業モ、彼ノ外人ノタメニ奪ハル、ト云  
フコトデアルナラバ、前キニ航海獎勵法案ト云フヤウナモノヲ決シテ、遠ク  
海外ニ航路ヲ開クト云フヤウナコトヲ致シマシテモ、我領海ノ航海権ヲ外人  
ニ奪ハル、ト云フヤウナコトデアリマシタナラバ、到底是レ亦内ヲ固メズシ  
テ、外ニバカリ出シタ所ガ到底仕方ガナイモノデアラウト思フ、私ハ斯ノ如キ  
恐レアル法案ヲ此ニ輕々決議スルト云フヤウナ事ハ、甚ダ將來ノタメニ私ハ  
憂慮ニ堪ヘナイノデアル、故ニ是ハ法律ヲ以テ規定スルナラバ、マダシモノコ  
トデアリマスガ、勅令ヲ以テドンヽ此港ヲ開クト云フコトハ、此法案デ規  
定シテ置クト云フヤウナコトニ至シテハ、益々其危險千萬ナルコトハ、申ス  
マデモナイコトデアラウト思フ、私ハ飽クマデモ斯ノ如キ法案ハ宜シク否  
決セラレント希望ノ至ニ堪ヘマセヌノデアリマス

○石原半右衛門君(百九十三番)賛成

賛成ガアリマスカ

小畠家次良和(一五三一)著  
和人贊居士著

卷之三

名稱ハ當リマセヌケレドモ、此條約施行ノ曉ニハ、純然タル開港場ト爲ルコ

シテ、討論終結ニナランコトヲ希望シマス  
〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 然ラバ討論終局ノ動議ハ問題ニ爲リマシタ

○谷澤龍藏君(百六十二番) 本員ハ委員長ノ說ヲ贊成致シマス、少シ理由ヲ是カラ述ベタウゴザリマス

○議長(楠本正隆君) 討論終局ガ問題ニ爲リマシタ——討論終局ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 多數デアリマス、因テ討論ハ終局ト爲リマシタ、是ニ於テ該案ノ第二讀會ヲ開ク如何ノ決議ヲ採リマス——二讀會ヲ開クコトニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 多數、因テ二讀會ヲ開クニ決シマス

○吉本榮吉君(八十一番) 直チニ二讀會ヲ開キ、而シテ二讀會ヲ省略シテ決議セントヲ希望シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フコトニハ御異議ナシト認メマス——直チニ二讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ省イテ議題ニ供シマス、而シテ讀會省略ハ是レ亦御異議ナシト認メマス——別段御討議ガナケレバ原案ハ確定ヲ報ジヤウト思ヒマス

### 開港外ニ於テ外國貿易ノ爲メ船舶出入及貨物輸出

#### 確定議

〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 然ラバ原案ノ通確定ヲ報ジマス

○石原半右衛門君(百九十三番) ドウ云フコトニ爲リマシタカ

○議長(楠本正隆君) 讀會省略ヲ確定ニ爲リマシタ——次ハ第一、神奈川縣下郡廢置法律案

第二 (政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員)

(長報告)

### 神奈川縣下郡廢置法律案

#### 第一讀會ノ續(特別委員)

○吉本榮吉君(八十二番) 第二ヨリ第九マデハ郡ノ廢置ノ法律案デアリマス、且ツ單純ナ法律案デアリマス故ニ、此第一ヨリ第九マデハ各々讀會ヲ省略シテ直チニ確定スルコトニ此ニ極メテ置キタク、ソレカラ委員長ガ報告セラルニモ、此第二、第三、第四ハ一度ニ、第五、第六モ一度ニ、第七、第八、第九モ是レ亦一緒ニ委員長ガ報告ニ爲リマスヤウニ致シタウゴザリマス、勿論是ハ別々デハアリマスガ、登壇セラレタ際ニ降壇セズニ報告アルヤウニ致シ

○議長(楠本正隆君) 然ラバ原案ノ通確定ヲ報ジマス

○石原半右衛門君(百九十三番) ドウ云フコトニ爲リマシタカ

○議長(楠本正隆君) 石原半右衛門君ヨリ決算委員會開會ノタメニ闕席ノ請求ガアリマス、御承認ヲ請ヒマス

〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 第二、第三、第四マデノ報告ヲ併テセラレマスヤウニ……

○橋本省吾君(百十九番) 諸君、私ハ委員長ニ代ツテ神奈川、長崎、新潟三

縣下ニ於ケル郡廢置ノ法律案ニ對シマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ報道致シマス、委員長ハ過日議長カラ報告致セラマシタ如ク、櫻井勉君、理事ハ秋岡義

一君ガ當選セラレマシタ、今日ハ闕席セラレテ居リマスカラ、本員ガ委員ノ一人トシテ、詰リソレニ代ツテ御報道致ス積デゴザリマス、本案ニ於キマシテハ、唯今議長ノ宣告ノ通、三ツヲ一つニ列ネテ報道致シマスガ、是ハ各縣下

共ニ其縣民ノ望ム所デゴザリマシテ、委員會ニ於キマシテモ聊カ異議モゴザイマセヌ、即チ委員全體ノ——全會一致ヲ以テ本案ヲ可決ヲ致シマシテゴザリマスルカラ、本會ニ於キマシテモ、速ニ御可決アランコトヲ希望致シマス

ル、此段委員會ノ報道ヲ簡單ニ申上ゲマスル

○大田信一君(九十二番) 私ハ一應政府委員ニ向ツテ質問ヲ致シタイト思ヒマスル、此唯今議題トナツテ居ル所ノ郡分合法案デゴザリマスルガ、此法案

タイ

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 日程ノ第二ヨリ第九マデニ就イテハ讀會省略ヲ豫メ決議シ置カウト云フノガ吉本君ノ動議

〔異議ナシ異議ナシ「ノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 然ラバ全會御異議ナシト認メマス、因テ其通豫メ決議シ置キマス、是ヨリハ委員長ノ報告ヲ促シマスル

○橋本省吾君(百十九番) 議長

○議長(楠本正隆君) 委員長ノ報告ヲ促シマシタ

○橋本省吾君(百十九番) 其報告ニ就イテマス

○議長(楠本正隆君) 然ラバ百十九番

○橋本省吾君(百十九番) 兹ニ掲ゲテゴザイマス神奈川、長崎、新潟此二ツハ吾々ガ委員トシテ付託サレマシタガ、今日ハ委員長、理事ガ闕席ヲシテ居リマセヌ、ソレ故ニソレニ代ツテ本員ガ委員トシテ報告ヲシヤウト思フノデス、如何デゴザイマスカ

○議長(楠本正隆君) 宜シウゴザイマス、御報告ガアレバ登壇ヲ促シマス

〔橋本省吾君演壇ニ登ル〕

○石原半右衛門君(百九十三番) 決算委員會ヲ開キマスカラ席ヲ離レマス、○議長(楠本正隆君) 石原半右衛門君ヨリ決算委員會開會ノタメニ闕席ノ請求ガアリマス、御承認ヲ請ヒマス

〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 第二、第三、第四マデノ報告ヲ併テセラレマスヤウニ……

○橋本省吾君(百十九番) 諸君、私ハ委員長ニ代ツテ神奈川、長崎、新潟三

縣下ニ於ケル郡廢置ノ法律案ニ對シマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ報道致シマス、委員長ハ過日議長カラ報告致セラマシタ如ク、櫻井勉君、理事ハ秋岡義

一君ガ當選セラレマシタ、今日ハ闕席セラレテ居リマスカラ、本員ガ委員ノ一人トシテ、詰リソレニ代ツテ御報道致ス積デゴザリマス、本案ニ於キマシテハ、唯今議長ノ宣告ノ通、三ツヲ一つニ列ネテ報道致シマスガ、是ハ各縣下

共ニ其縣民ノ望ム所デゴザリマシテ、委員會ニ於キマシテモ聊カ異議モゴザイマセヌ、即チ委員全體ノ——全會一致ヲ以テ本案ヲ可決ヲ致シマシテゴザリマスルカラ、本會ニ於キマシテモ、速ニ御可決アランコトヲ希望致シマス

ル、此段委員會ノ報道ヲ簡單ニ申上ゲマスル

○大田信一君(九十二番) 私ハ一應政府委員ニ向ツテ質問ヲ致シタイト思ヒマスル、此唯今議題トナツテ居ル所ノ郡分合法案デゴザリマスルガ、此法案



○議長(楠本正隆君) 御動議ナクバ確定ト致シマスル——ソレヨリ第八ノ日  
程ニ移リマス

第八 佐賀縣下郡廢置法律案

○議長(楠本正隆君) 是レ亦異議上

確定議

第九 宮崎縣 群馬縣 沖縄縣  
異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ

○議長楠本正隆君) 然ラバ日程ノ第九モ確定ト爲リマシタ、次ハ第十、官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則法律案第一讀會ノ續——委員長藤金作君

**官吏恩給法及官吏遺族扶助法補**

第一回 買法律案 貴族院提出

○藤金作君(二十四番) 官吏恩給法、及官吏遺族扶助法案ノ審査特別委員會

ニ就キマシテ、二月二十五日ニ委員長及理事ノ選舉ヲ致シマシテ、委員長ニ

不肖藤金作、理事ニ河北勘七君が當選ニ爲リマシタ、續イテ審査會ヲ開キマシメ所ガ、本案ハ貴族院ニ於テ決議ヲシテ本院ニ回サレマシタモノト、奴衆

議院ニ於テモ此補則法案ノ必要ヲ認メテ、本年ハ提出ヲ致シテ居リマス、併

テ審査ヲ致シタ結果ヲ報道致シマス、貴族院提出ノ決議案ノ通審査會ハ總テ  
不採用、是に、上院ノ決議案ノ通審査會ハ總テ不採用、是に、上院ノ決議案ノ通審査會ハ總テ

必要ト認メテ、全會一致チ以テ結了致シマシタガ、尙ホ第五條ノ一項ヲ捕入スルコトヲ必要ト認メテ、修正ヲ致シテ居リマス、然ルニ此第五條ニ就イテ

テ少シ活版ノ誤謬ガアリマスルカラ、御訂正ヲ願ヒマス、第五條ニ「郡區書

記ノ退官シテ」トアル、此九文字ヲ削ルコトニシテ戴キタイ、ソレカラ「ヨート云フ二字ヲ又御別リヨ頃ヒタニ、其次ニ「其間恩給」ノ下ノ所ニ「ノ支

給トアル、此三字ヲ御削リヲ願ヒタイ、サウシテ之ヲ讀ミマスルト「第五條」

恩給ヲ受クル者郡區書記ニ任用セラレタルトキハ其間恩給ヲ停止ス』ト、斯

ウナリマス。此官吏恩給法及官吏遷升扶助案ノ儀ハ是ハモリ聊ナル關係ノモノデゴザイマスルケレドモ、又一般ノ法律ノ上カラ見マスト、甚ダ不

完全ナモノニ本法ガナ・テ居リマスカラ、此補則法案ノ必要ヲ生ズル譯デア

リマスルガ、此案ハ貴族院ニ於テハ、第六議會ニ提出ニ爲リマシテ、貴族院ハ之ヲ快議シテ居爾察ニ、不幸ニシテ衆議院ハ解散ニ爲リマシテ、全ノ肖威

致シマシタ、ソレカラ續イテ第八議會ニモ、貴族院ヨリ提出ニ爲ツテ、決議

ノ上本院ニ回サレマシタガ、本院ニ於テ之ヲ議スルニ方リマシタ所デハ、本院ハ昨年日清戰爭ノ場合デアリマシテ、非常ナル軍事費ノ決議、其他日清戰爭ノ際ニ重大ナル關係アル事ニ就イテ、政府竝ニ議院セ非常ニ慎重ノ場合

デアリマシテ、斯ノ如キ些ニタル法律案ハ此場合ニ於テ議スルノ必要ハナイ、  
必要ハアツテモ暫ク是ハ延シテ置イテモ「差支ナイト云フ所ノ單純ナル理由  
ヲ以テ、否決ニ爲ツタ次第デゴザイマス、所デ、又ミ貴族院ハ本年モ是ヲ提出  
シテ、本院ニ回シテアルノデゴザイマス、デ、是ハ一々其理由ヲ述ベマセズ  
トモ、諸君ハ御案内デアリマセウト思ヒマスルケレドモ、此法案ノ甚ダ不  
備ナル所ヨリシテ、大ニ官吏恩給法ニ不權衡ヲ被リマシテ甚ダ憤然ナル場  
合ガアリマスルカラ、是ハ本年ニ於テハドウカ一ツ決議ヲシタイト云フコト  
ハ、委員會デハ皆一同認メタ次第デゴザイマス、其理由ノ大略ヲ述べマスル  
ト、官吏恩給法ノ中ニ、第九條ノ第三項ニ「郡區書記ヲ除クノ外」云キトアッ  
テ、此地方稅ノ俸給ヲ受ケタ所ノ者ハ、其年月ヲ取除イテ官吏恩給法ノ年數  
ニ加フルコトニ爲ツテ居リマス、郡區書記ダケハ渡スゾ、斯ウ爲リマスルト  
郡區長ハ此法律ノ恩典ニ浴セナイコトニ爲ツテ居リマス、明治二十三年ノ法  
律第四十三號ヲ制定スルトキ、立法者ガ郡區長ハ當時既ニ政府ヨリ俸給ヲ受  
クル事ニ爲ツテ居マシタカラ、郡區長ニ關係ノアル事ハ心付カズシテ、其際  
法律ガ成立シタモノト思ハレマス、ソレ故ニ郡區長ニ對シテハ、地方稅ノ俸  
給ヲ受ケタ所ノ年月數ヲ除キマシテ、ソレヨリ勤務年限ヲ計算致シマスカラ、  
郡區長ハ此恩典ニ與カラズシテ、郡區書記ハ此恩典ニ與ルト云フ所ノ不權衡  
クル事ニ爲ツテ居リマス、是ヨリ關係ヲ及シマシテ、已ムヲ得ズ第二條以下ノ條項ヲ必要トスル  
ヲ來ス次第デゴザイマス、デ、此第一條デ大體ノ趣意ハ盡シテ居リマスケレ  
ドモ、是ヨリ關係ヲ及シマシテ、已ムヲ得ズ第二條以下ノ條項ヲ必要トスル  
場合ガ生ジマシテ、且ツ又第三條ニハ此關係アル人ガ退官ノ後死去ニ罹リマ  
シテ、其遺族ニ扶助ヲ與フルコトガ出來ナイ譯ニ爲ツテ居リマスル、從ツテ  
要ト致シマス、且ツ貴族院ニ於テ第六議會、第八議會、又本年ノ議會ニモ異  
議ナク通過ヲ致シマシテ居リマスルケレドモ、能クミミ調査ヲ致シマスルト  
云フト、第五條ノ關係ヲ及シテ來タ次第デゴザイマス、是ハ又幸ニ本院ニ於  
テ決議ニ爲リマスレバ、貴族院ニ送ツテ、貴族院ノ同意ヲ求メタイ關係ガ生  
ジマス、其理由ハ唯今デハ郡區書記ト郡區長ト比シマスルト、郡區書記ハ大  
變ナル此恩典ニ利益ノアル譯ニ爲ツテ居ルハ、ドウ云フ譯カト申シマスル  
ト、郡區書記ハ此恩給ヲ受ケル者ニシテ、又再び郡區書記ニ任用セラレタト  
キハ、恩給ト竝ニ其職務ニ對スル俸給ヲ受ケマスルカラ、一方ニハ恩給ヲ受  
ケ、一方ニハ相當ノ月給ヲ取ルト云フコトニ爲リマスト、郡區書記ハ二重ニ  
ナル譯ニナツテ、郡長ハ之ヲ取ラナイ、郡區書記ハ二重ニ之ヲ取ルト云フ關  
係ニ爲ツテ居リマス、又總テノ判任官ニシテ、判任官ノ恩給ヲ受ケル者ニ致  
シマシテモ、此再ビ判任官ニ——政府ノ俸給ヲ受ケル官吏ニ就職スル時分  
ニハ其恩給ハ受ケ得ラレナイ譯デアリマスガ、其官吏ガ郡區書記ニ爲リマシ



第七 正法律案(政府提出) 明治十九年勅令第六十一號稅率改  
第八 牛馬賣買免許稅規則其他廢止法律案(政府提出)

第九 煙草稅則中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第十 醬油稅則中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第十一 輸入棉花海關稅免除法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

○議長(楠本正隆君) 是ニテ散會ヲ報シマス

午後二時二十七分散會

衆議院議事速記録第二十九號正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
四二三	上	二一	(丁)	(庚)	四二三	上	三八	ノデ	(庚)
四二三	上	二二	ノ如キモノヲ 以テ	ヲ以テ本法施	四二三	上	三九	困ガ	所
四二三	上	二三	(庚)	(丁)	四二三	欄外		困難ガ	
四八三	上	二七	シテ行ク	縮リ	四八三	下	二九	ナラバ	ナラズ
四八三	三四	ヲ常例			四八五	上	二六	アツテモ	アリマセヌ

衆議院議事速記録第二十二號正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
四七四	上	一六	(一七)	(一七)	四八三	上	三八	ノデ	(庚)
四七四	上	一七	ノ如キモノヲ 以テ	ヲ以テ本法施	四八三	上	三九	困ガ	所
四八三	上	二八	シテ行ク	縮リ	四八三	下	二九	ナラバ	ナラズ
四八三	三四	ヲ常例			四八五	上	二六	アツテモ	アリマセヌ